

社会福祉法人敦賀聖マタイ福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程並びに旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敦賀聖マタイ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等と言う。

(2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

2. この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間21万円以内とする。

(報酬の額の算定方法)

第5条 役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(費用)

第6条 役員等が理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会の招集に応じるため、または用務（監査を含む）のため旅行したときは、（別に定める旅費規程に基づき）旅費を支給する。

2 旅費は、当該役員等の居住地から計算して支給する。

3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

附則

この規程は、令和3年2月20日より施行する。

別表第1 (役員報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、法人の用務のために出動したとき	5,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、法人の用務のために出動したとき	5,000円

別表2 (評議員報酬)

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか、法人の用務のために出動したとき	5,000円

別表3 (理事、監事、評議員等の旅費)

役員職種	鉄道、航空、船舶、車運賃	日 当
理 事	実 費	2,000円
監 事	実 費	2,600円
評議員、選任解任委員	実 費	2,000円